

目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用範囲.....	4
第2条 適用対象.....	4
第3条 用語解説.....	4
第4条 労働者海外派遣事業の内容.....	5
第5条 海外派遣労働者に対する国家の政策.....	5
第6条 海外派遣の形式.....	6
第7条 禁止される行為.....	6
第2章 労働者海外派遣事業を実施する企業及び事業体.....	7
第1節 労働者海外派遣事業を実施する企業.....	7
第8条 労働者海外派遣事業を実施する企業.....	7
第9条 許可書の発行条件.....	7
第10条 許可書発行の申請書類、手続及び手数料.....	7
第11条 許可書の変更.....	8
第12条 許可書の再発行.....	9
第13条 許可書の公表.....	9
第14条 労働者海外派遣事業の一時停止.....	9
第15条 許可書の返却及び撤回.....	10
第16条 労働者海外派遣事業を実施する企業の支店.....	11
第17条 労働者提供契約、労働者海外派遣契約及び労働契約.....	11
第18条 労働者提供契約の登録.....	12
第19条 労働者提供契約の登録書類.....	12
第20条 仲介料.....	12
第21条 手数料.....	13
第22条 派遣企業の預託金.....	13
第23条 労働者の預託金.....	13
第24条 許可書の返却又は撤回における派遣企業の責任.....	14
第25条 解散の場合における派遣企業の責任.....	14
第26条 破産の場合における派遣企業の責任.....	15
第27条 派遣企業の権利及び義務.....	15
第2節 労働者を海外へ派遣する落札又は請負の企業.....	17
第28条 海外におけるベトナム企業の落札又は請負プロジェクトへの労働者派遣.....	17
第29条 労働者海外派遣の報告.....	17
第30条 落札又は請負企業の権利及び義務.....	17
第3節 海外進出組織又は個人による労働者の海外派遣.....	18

第 31 条 海外進出組織、企業又は個人の海外において設立する生産・経営事業所への労働者派遣に関する条件	18
第 32 条 労働者海外派遣に関する報告	19
第 33 条 労働者海外派遣を実施する海外進出組織又は企業の権利及び義務	19
第 4 節 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業	20
第 34 条 技能実習形態による労働者海外派遣を実施するための条件	20
第 35 条 実習労働者受入契約、実習労働者海外派遣契約及び技能実習契約	20
第 36 条 実習労働者受入契約の登録	21
第 37 条 実習労働者受入契約の登録申請書類	21
第 38 条 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業の権利及び義務	22
第 5 節 労働者の海外派遣を実施する国家事業組織	23
第 39 条 国家事業体が労働者の海外派遣を実施するための条件	23
第 40 条 国家事業体が労働者海外派遣を実施できる場合	23
第 41 条 労働者海外派遣を実施する国家事業体の権利及び義務	23
第 3 章 海外派遣労働者	24
第 1 節 派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人との契約による海外派遣労働者	24
第 42 条 派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人との契約により労働者が海外へ派遣されるための条件	24
第 43 条 海外派遣の書類	25
第 44 条 海外派遣労働者の権利	25
第 45 条 海外派遣労働者の義務	25
第 46 条 派遣機関との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務	26
第 47 条 落札若しくは請負企業、又は海外進出組織若しくは個人との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務	26
第 48 条 技能実習形態による海外派遣労働者の権利及び義務	27
第 49 条 事業体との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務	27
第 2 節 個人契約による海外派遣労働者	28
第 50 条 個人契約による海外派遣労働者に対する条件	28
第 51 条 個人契約	28
第 52 条 個人契約の登録申請書類及び手続	28
第 53 条 個人契約による海外派遣労働者の権利及び義務	29
第 3 節 海外派遣労働者の保証	29
第 54 条 保証人に対する条件	29
第 55 条 保証範囲	30
第 56 条 保証義務の履行期間	30
第 57 条 保証契約	30
第 58 条 保証義務の履行のための担保措置	31
第 4 節 帰国後の労働者に対する政策	31
第 59 条 就職の支援	31
第 60 条 就職機会の拡大の促進	31
第 4 章 職業訓練、外国語教育、必要な知識の教育	31

第 61 条 職業訓練、外国語教育、必要な知識の教育の目的	31
第 62 条 職業訓練、外国語習得、及び必要な知識の習得における労働者の責任	31
第 63 条 海外派遣労働者に対する職業訓練及び外国語の教育	32
第 64 条 職業訓練機関に対する政策	32
第 65 条 必要な知識の教育	32
第 5 章 海外労働助成基金	32
第 66 条 海外労働助成基金	32
第 67 条 海外労働助成基金の財源	32
第 68 条 海外労働助成基金の設立及び管理	33
第 6 章 国家による海外派遣労働者の管理	33
第 69 条 海外派遣労働者の管理の内容	33
第 70 条 海外派遣労働者に関する国家の管理責任	33
第 71 条 海外における外交代表機関及び領事館の責任	34
第 72 条 労働者海外派遣事業の審査	34
第 7 章 紛争解決及び違反処分	34
第 73 条 紛争解決	34
第 74 条 違反処分	35
第 75 条 行政違反処分	35
第 76 条 行政違反処分の権限	36
第 8 章 施行条項	36
第 77 条 本法が施行される前に労働者海外派遣事業の許可書を発行された企業に対する適用条項	36
第 78 条 本法の施行日前に発行された許可書の変更申請手続及び書類	36
第 79 条 施行効力	37
第 80 条 施行案内	37

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律第: 72/2006/QH 11 号

ハノイ、2006年11月29日

契約によるベトナム人労働者海外派遣法

2006年11月29日付72/2006/QH11番号第11期国会、第10回会議にて採択

2001年12月25日付第10期国会、第10回会議の議決第51/2001/QH10により改正・追加されたベトナム社会主義共和国の1992年憲法に基づき、
本法は契約によるベトナム人労働者海外派遣について規定する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、契約による労働者海外派遣事業、契約による海外派遣労働者の権利及び義務、並びに、契約による労働者海外派遣事業を実施する企業又は事業体及び関連のあるその他の組織又は個人の権利及び義務について規定する。

第2条 適用対象

本法は以下の組織、個人に対して適用される。

1. 契約による労働者海外派遣事業を実施する企業及び事業体
2. 本法第6条に定める形式に基づき海外へ派遣される労働者
3. 契約により海外へ派遣される労働者の保証人
4. 契約による労働者海外派遣活動に関わる組織及び個人

第3条 用語解説

本法において、以下の用語は以下のように解釈される。

1. 契約により海外へ派遣される労働者（以下「海外派遣労働者」という。）とは、ベトナムに居住するベトナム国民であり、ベトナムの法令及び受入国の法令に定める条件を満たし、本法に基づき海外へ就労に行く者である。

2. 労働者提供契約とは、ベトナムの企業又は事業体と海外側との間の書面による合意であり、ベトナム人労働者の提供及び受入れにおける両当事者の条件及び義務を規定するものである。
3. 労働者海外派遣契約とは、ベトナム企業又は事業体と労働者との間の書面による合意であり、労働者の海外派遣における両当事者の権利及び義務を規定するものである。
4. 個人契約とは、労働者の海外派遣に関する労働者本人と海外受入側との間で直接的に締結される書面による合意である。
5. 労働契約とは、労働者と使用者との間の書面による合意であり、労働関係における両当事者の権利及び義務を規定するものである。
6. 海外派遣労働者を対象とした保証とは、労働者が締結された労働者海外派遣契約に定める義務を履行しなかった、又は十分に履行しなかった場合、第三者（以下「保証人」という。）が労働者海外派遣を実施する企業又は事業体に対して労働者の代わりに当該義務を履行することを誓約することである。

第4条 労働者海外派遣事業の内容

労働者海外派遣事業の内容は以下のものを含む。

1. 労働者の海外派遣に関わる各契約書の締結
2. 労働者の選定
3. 海外派遣前の労働者に対する職業訓練、外国語教育、及び必要な知識の教育の実施
4. 労働者海外派遣契約の実施
5. 海外派遣労働者の管理、並びに、当該者の適法な権利及び利益の保護
6. 海外派遣労働者に対する制度及び政策の実施
7. 労働者海外派遣事業を実施する企業又は事業体と海外派遣労働者との間の契約の終了
8. 海外派遣労働者に関わる組織及び個人のその他の活動

第5条 海外派遣労働者に対する国家の政策

1. 海外派遣の条件を満たすベトナム人が海外で就労できるために、良い条件を作出すること。
2. 海外派遣労働者及び労働者海外派遣を実施する企業又は事業体の適法な権利及び利益を保護すること。
3. 新たな労働市場、労働者に高収入をもたらす市場、多数の労働者を受入れる市場を拡大するための投資を、労働者の管理及び労働者に対する職業訓練、外国語教育を実施する職員の教育を援助すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

4. 海外へ派遣される国家の社会的優遇政策の対象者に対する融資優遇政策を採ること。
5. 技術・専門度の高い労働者を数多く海外へ派遣すること、労働者を、高収入をもたらす市場へ派遣すること、労働者を企業・組織・個人の落札・請負・投資した海外における工事・プロジェクト・製造事業所・経営事業所へ派遣することを促進すること。

第6条 海外派遣の形式

労働者は、以下の形式に基づき海外へ派遣される。

1. 許可される労働者海外派遣事業を実施する企業又は事業体との労働者海外派遣契約
2. 労働者海外派遣を実施する落札若しくは請負の企業、又は海外に進出する組織若しくは個人との労働者海外派遣契約
3. 技能を向上するための技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業との技能実習形態に基づく労働者海外派遣契約
4. 個人契約

第7条 禁止される行為

1. 本法に定める条件を満たさない企業に対して、労働者海外派遣事業の許可書（以下「許可書」という）を発行すること。
2. 労働者海外派遣を実施するために、他の企業の許可書の使用又は他者への許可書の貸与。
3. 許可書が撤回された企業を管理する者、又は労働者海外派遣に関する法令に違反したことにより警告水準以上の処罰を受けている者に対して、労働者海外派遣事業の主導者に就任させること。
4. 政府の規定により禁止される、又は受入国により許可されない地域、業種、職種、業務において、海外へ労働者を派遣すること。
5. 労働者海外派遣事業を悪用し、ベトナム人を海外に送り出すこと。
6. 労働者海外派遣事業を悪用し、労働者の選任、教育、費用の徴収を実施すること。
7. 本法の定めるところにより管轄国家機関において労働契約を未だ登録していない間に、労働者海外派遣を実施すること。
8. 入国後、契約に定める勤務先へ出勤しない、又は、勤務先から逃げ出すこと。
9. 労働契約が終了した後に、海外で不法滞在をすること。
10. ベトナム人労働者が海外において不法滞在することを誘惑、勧誘すること。
11. 労働者海外派遣において、労働者、労働者海外派遣事業を実施する企業又は組織、海外に進出する組織又は個人に対して支障、妨害を与えること。

第2章 労働者海外派遣事業を実施する企業及び事業体

第1節 労働者海外派遣事業を実施する企業

第8条 労働者海外派遣事業を実施する企業

1. 労働者海外派遣事業は条件付きの分野・業種である。
2. 労働者海外派遣事業を実施する企業（以下「派遣企業」という。）は、政府の定めるところにより法定資本を有し、及び管轄機関により許可書を発行されなければならない。
3. 許可書を発行される企業は、直接に労働者海外派遣を実施しなければならない。
4. 政府は、国際化の各進路・段階における経済・社会発展状況に応じて、労働者海外派遣事業を実施することができる企業の形態を規定する。

第9条 許可書の発行条件

本法第 8 条第 2 項に定める法定資本を有する企業は、以下の条件を満たした場合、許可書の発行を受けることができる。

1. 労働者海外派遣の計画書を有すること。
2. 労働・傷病兵・社会省の定めるところにより、労働者の海外派遣前に、労働者に対する必要な知識の教育及び労働者の海外派遣を実施する専門機構を有すること。労働者の海外派遣を初めて実施するする企業は、労働者に対する必要な知識の教育及び労働者海外派遣を実施する専門機構の取組みに関する計画を有する必要がある。
3. 労働者海外派遣事業の主導者は、大学卒業以上の学歴及び労働者海外派遣又は国際協力の分野において3年以上の勤務経験を有すること。
4. 政府の定めるところにより預託金を有すること。

第10条 許可書発行の申請書類、手続及び手数料

1. 許可書発行の申請書類は以下のものを含む。
 - a) 企業の許可書発行申請書
 - b) 営業登録証明書の写し
 - c) 本法第 8 条第 2 項に定める法定資本の条件及び本法第 9 条に定める各条件を満たしたことを証明できる書類
2. 本条第 1 項に定める全ての書類を受領した日から 30 日以内に、いずれかの以下の権限を有する者の意見を聴取した上で、労働・傷病兵・社会大臣が当該企業に対する許可書の発行を検討する。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

- a) 国営企業の場合は、設立決定を下した、又は、首相に設立を提案した機関の長
 - b) 政治組織、政治・社会組織、社会組織および社会・職業組織の企業の場合は、設立決定を下した者
 - c) 本項第 a 号と第 b 号に定められない企業の場合は、その本店が所在している中央直轄市、省級人民委員会委員長
3. 許可書を発行しない場合、労働・傷病兵・社会大臣が申請企業に対して書面により回答し、その理由を明確に説明しなければならない。
 4. 許可書を発行される企業は発行手数料を納入しなければならない。当該手数料は政府の定めるところによる。

第11条 許可書の変更

1. 企業が営業登録の内容を変更することにより営業登録証明書の再発行を受ける場合は、本法第 8 条第 2 項に定める法定資本の条件及び第 9 条に定める各条件を満たしたとき、許可書を変更することができる。
2. 許可書変更の申請書類は以下のものを含む。
 - a) 派遣企業の許可書変更の申請書
 - b) 派遣企業に対して発行された許可書
 - c) 再発行された営業登録証明書の写し
 - d) 本法第 8 条第 2 項に定める法定資本及び第 9 条に定める各条件を満たすことを証明できる書類
3. 許可書の変更手続は以下のとおりである。
 - a) 企業は、営業登録証明書を再発行された日から 30 日以内に、労働・傷病兵・社会省に許可書変更の申請書類を送付する。当該期間中に、企業が許可書変更の申請書類を送付しない場合、許可書が自動的に無効となる。
 - b) 本条第 2 項に定める全ての書類を受領した日から 15 日以内に、労働・傷病兵・社会大臣が派遣企業に対する許可書の変更を検討する。許可書の変更を拒否する場合、労働・傷病兵・社会大臣は派遣企業に対して書面により回答し、その理由を明確に説明しなければならない。
4. 営業登録証明書が再発行された日から許可書が変更され、又は許可書の変更が拒否されたことについての通知を受領する日までの間、企業は労働者海外派遣の実施を継続することができる。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

5. 許可書の変更が拒否された場合、許可書の変更が拒否されたとの通知を受領した日から、派遣企業は新規の労働者の選定、労働者提供契約の締結を中止しなければならない。
許可書の変更が拒否されたとの通知を受領した日から 90 日後に、派遣企業は、本法第 4 条第 1 項、第 2 項 及び第 3 項の定める活動を中止しなければならない。
6. 本条第 1 項の定めるところにより許可書を変更された企業は、本法第 10 条第 4 項に定める許可書発行の手数料の 50%を納入しなければならない。

第12条 許可書の再発行

1. 許可書が紛失、焼失又は破損した場合、派遣企業は、許可書の再発行を受けることができる。
2. 許可書の再発行の申請書類は以下のものを含む。
 - a) 派遣企業の許可書の再発行の申請書
 - b) 許可書が紛失又は焼失した場合、破損した許可書又は派遣機関の本店が所在する地域の公安機関による確認書
3. 本条第 2 項に定める全ての種類を受領した日から 15 日以内に、労働・傷病兵・社会大臣は派遣企業に対して許可書を再発行する。
4. 本条第 1 項の定めるところにより、許可書の再発行を受けた派遣企業は、本法第 10 条第 4 項に定める許可書発行の手数料の 50%を納入しなければならない。

第13条 許可書の公表

1. 許可書が発行され又は変更された日から 10 日以内に、企業は、企業の本店が所在する中央直轄市又は省級人民委員会に許可書の写し及び通知書を送付し、本店において当該許可書の写しを掲示しなければならない。
2. 許可書が発行され又は変更された日から 30 日以内に、企業は中央の紙新聞又は電子新聞に 3 回連続に許可書の内容を掲載しなければならない。

第14条 労働者海外派遣事業の一時停止

1. 以下の場合において、派遣企業は労働者海外派遣事業の実施を一時的に停止される。
 - a) 本法第 22 条及び第 23 条に定める預託金の管理及び使用を法令の定めるとおりに実施しなかった場合、3 か月から 6 か月まで事業を停止される。
 - b) 本法の規定に違反したことを理由に 12 か月以内に 2 回以上行政処罰を受けた場合、6 か月事業を停止される。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

- c) 本法第 7 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項に違反した場合、6 か月から 12 か月まで事業を停止される。ただし、本法第 15 条第 2 項第 d 号の定めるところにより、許可書が撤回される場合はこの限りでない。
2. 労働者海外派遣事業が停止される間に、派遣企業は、労働者提供契約の締結・登録及び労働者の選定を実施してはならない。

第15条 許可書の返却及び撤回

1. 以下の場合において、派遣企業は労働・傷病兵・社会省に許可書を返却しなければならない。
 - a) 企業が営業活動を中止する場合
 - b) 企業が労働者海外派遣事業を中止する場合
2. 以下の場合において、企業は許可書を撤回される。
 - a) 許可書の変更の申請手続を実施しない、又は、許可書の変更が拒否された場合
 - b) 本法第 8 条第 2 項、第 3 項及び第 9 条第 3 項、第 4 項の規定を遵守しなかった、又は、本法第 9 条第 2 項に定める専門機構の構成に関する計画を実施しなかった場合
 - c) 許可書が発行された日から 12 か月以内に、労働者を海外へ派遣することができなかった場合
 - d) 本法第 7 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項に違反し、又は本法第 27 条第 2 項に定める義務を十分に履行しなかったことにより、労働者に対して重大な精神的及び物質的な損害を与えた場合
3. 労働・傷病兵・社会省大臣は、許可書の撤回を決定し、許可書の撤回又は返却を中央の紙新聞又は電子新聞に 3 回連続に掲示し、及び企業の本店が所在する中央直轄市若又は省級人民委員会に許可書の撤回又は返却を通知する。
4. 本条第 2 項第 a 号、第 b 号の定めるところにより許可書が撤回された派遣企業は、許可書の撤回決定が有効した日から 2 年後に、本法第 8 条に定める法定資本の条件及び第 9 条に定める各条件を満たした場合、許可書の発行が検討される。
5. 本条第 2 項第 d 号の定めるところにより許可書が撤回された派遣企業は、許可書の撤回決定が有効した日から 5 年後に、本法第 8 条に定める法定資本の条件と第 9 条に定める各条件を満たし、並びに、法令の定めるところにより全ての借金及びその他の財産的債務を弁済した場合に、許可書の発行が検討される。

第16条 労働者海外派遣事業を実施する企業の支店

1. 本条第 2 項に定める条件を満たした場合、企業は 3 箇所以下の中央直轄市又は省に設立された支店に労働者海外派遣事業の一部の実施を委任することができる。
2. 労働者海外派遣事業の一部の実施を委任される支店は、以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 派遣企業による労働者海外派遣事業の一部の実施を支店に委任する決定を有すること。
 - b) 支店は、支店において住所、電話番号、ファクス、及びメールアドレスを掲示しなければならないこと。
 - c) 労働者海外派遣事業を担当する職員を配置すること。
3. 本条第 1 項に定める支店は、以下の活動を行ってはならない。
 - a) 労働者提供契約、労働者海外派遣契約の締結
 - b) 派遣企業により委任される場合を除き、手数料、紹介料、担保金を徴収すること
4. 支店に労働者海外派遣事業の一部の実施を委任した日から 15 日以内に、派遣企業は労働・傷病兵・社会省及び支店が所在する地域の労働・傷病兵・社会局に通知しなければならない。
5. 支店は、定期的に又は随時的に報告しなければならない。また、支店は、支店が所在する地域の労働・傷病兵・社会局による審査を受けなければならない。
6. 支店は、支店において、派遣企業による支店に対する労働者海外派遣事業の一部の実施を委任する決定及び派遣企業の許可書の写しを掲示しなければならない。

第17条 労働者提供契約、労働者海外派遣契約及び労働契約

1. 労働者提供契約は、ベトナムの法令及び受入国の法令に適合し、並びに、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 契約期間
 - b) 海外派遣労働者の人数、派遣業種・職種・業務
 - c) 勤務地
 - d) 勤務条件・環境
 - dd) 勤務時間、休憩時間
 - e) 労働安全・保護
 - f) 賃金、その他の待遇、賞与（ある場合）、時間外労働の割増賃金
 - g) 住居・生活条件

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

- h) 健康診断・治療制度
 - i) 社会保険
 - j) 契約の途中解約の条件及び損害賠償責任
 - k) ベトナムから受入国への往復の旅費の支払い責任
 - l) 仲介料（ある場合）
 - m) 海外派遣中に労働者が死亡した場合における各当事者の責任
 - n) 紛争解決
 - o) 労働者のベトナムへの送金の支援責任
2. 労働者海外派遣契約及び労働契約の内容は、労働者提供契約の内容に適合しなければならない。労働者の仲介料、手数料、預託金に関する合意は、労働者海外派遣契約において明確に記載されなければならない。
 3. 労働・傷病兵・社会省は、労働市場毎に応じて、労働者提供契約、労働者海外派遣契約の内容及び様式を規定する。

第18条 労働者提供契約の登録

1. 労働者提供契約は、労働・傷病兵・社会省において登録されなければならない。
2. 労働者提供契約は、労働・傷病兵・社会省により承認された後に有効となる。
3. 本法第 19 条に定める全ての書類を受領した日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会省は企業に対して書面により回答しなければならない。承認しなかった場合、労働・傷病兵・社会省はその理由を明確に説明しなければならない。

第19条 労働者提供契約の登録書類

労働者提供契約の登録書類は以下のものを含む。

1. 派遣企業による労働者提供契約の登録申請書
2. 労働者提供契約の写し及びそのベトナム語版
3. 労働者海外派遣が労働者の受入国の法令に適合することを証明できる書類
4. 労働者提供契約の実施計画
5. 労働・傷病兵・社会省により定める労働市場毎に応じるその他の書類

第20条 仲介料

1. 仲介料は、労働者提供契約を締結し、実施するために、企業が仲介者に支払う費用である。労働者は、労働・傷病兵・社会省の定めるところにより、派遣企業に仲介料の全額又は一部を支払う責任を負う。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

2. 派遣企業は、協議した上で、本条第3項に定める仲介料の上限額内に仲介料を決定する。
3. 労働・傷病兵・社会省は、財務省と協力し、仲介料の上限額及び仲介料の使用・管理を規定する。

第21条 手数料

1. 手数料は、労働者海外派遣契約を実施するために、労働者が派遣企業に支払う費用である。
2. 派遣企業は、手数料を労働者の出国前に一括で徴収し又は労働者が海外派遣期間中に複数回に分けて徴収することについて、労働者と合意する。
3. 契約の全期間分の手数料を支払った労働者が、労働者の責めに帰することができない事由により、やむを得ず労働者が期間満了前に帰国しなければならなかった場合、派遣企業は労働者に対して労働者海外派遣契約の残存期間に応じた手数料の一部を返還しなければならない。
4. 労働・傷病兵・社会省は、財務省と協力し、手数料の上限額を規定する。

第22条 派遣企業の預託金

1. 本法第9条第4項に定める派遣企業の預託金は、管轄国家機関が労働者海外派遣事業において派遣企業が義務を履行しなかった、又は十分に履行しなかったことにより発生する問題を解決するために使用される。
2. 本法第26条第3項第b号に定める場合において、派遣企業の預託金は、管轄国家機関が労働者提供契約の権利及び義務の譲渡の時点までに、労働者に対して発生する債務を弁済するために使用される。預託金が残存する場合、派遣企業は、破産に関する法令の定めるところにより、その他の債務の弁済のために当該残存預託金を使用することができる。
3. 労働・傷病兵・社会省は国家銀行と協力し、企業の預託金の使用及び管理を詳細に規定する。

第23条 労働者の預託金

1. 労働者は、労働者海外派遣契約の実施を保障するために、本条第2項及び第4項の定めるところにより、預託金について派遣企業と合意する。
2. 労働者の預託金を預けるために、労働者は、直接に又は派遣企業を通じて、企業の開設した商業銀行における口座に入金する。
3. 労働者海外派遣契約が終了する際に、預託金の元本及び金利は労働者に返還される。
労働者が労働者海外派遣契約に違反した場合、労働者の預託金は、労働者の責めに帰すべき事由により企業に与えた損害を賠償するために使用される。当該場合において、労働者

の預託金が不足したとき、労働者は追加で納入しなければならない。その一方、労働者の預託金が残存したとき、労働者に返還されなければならない。

4. 労働・傷病兵・社会省は、派遣企業が労働者の預託金について労働者と協議することができる労働市場、全国における統一した派遣企業が労働者と合意できる労働市場毎に応じた預託金の上限額、及び国家銀行と協力して労働者の預託金の使用・管理について規定する。

第24条 許可書の返却又は撤回における派遣企業の責任

1. 本法第15条第1項、第2項の定めるところにより、許可書を返却し、又は許可書を撤回された派遣企業は、まだ効力がある労働者提供契約、及び労働者海外派遣契約に定める義務を引き続き実施する責任を負う。
2. 派遣企業が許可書を返却し又は許可書を撤回された場合、当該派遣企業の預託金の使用及び管理は本法第22条の定めるところによる。
3. 派遣企業が許可書を返却し又は許可書を撤回された場合、労働者の預託金の使用及び管理は本法第23条の定めるところによる。

第25条 解散の場合における派遣企業の責任

1. 派遣企業は、労働者提供契約、労働者海外派遣契約に定める有効している全ての義務を履行し、及び、法令の定めるところにより全ての債務を弁済することを保証する場合のみ、解散することができる。
2. 解散決定が可決された日から10日以内に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して、当該派遣企業により海外へ派遣されている労働者の状況、並びに、労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める有効している義務の履行の計画について報告しなければならない。
3. 労働・傷病兵・社会省により労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡の計画が承認された場合、派遣企業は、許可書を有するその他の派遣企業に労働者提供契約・労働者海外派遣契約に定める有効している権利及び義務を譲渡することができる。
他の派遣企業に権利及び義務を譲渡する場合、労働者の預託金及び保証義務の履行のための担保財産は、譲り受けた派遣企業に引渡される。譲渡が完了した後に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省及び海外の受入側に通知しなければならない。
4. 労働者海外派遣契約に定める全ての義務を履行した後に、派遣企業は残存する預託金をその他の債務弁済のために使用することができる。

第26条 破産の場合における派遣企業の責任

1. 裁判所が破産手続開始決定を下した日から10日以内に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して、当該企業によりの海外へ派遣されている労働者の状況、並びに、労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める有効している派遣企業の義務の履行計画について報告しなければならない。
2. 裁判所による破産手続開始決定が下される日から経営活動再建手続停止の決定が下される日までに、派遣企業は、契約の締結、労働者の選定及び労働者の海外派遣を停止する。
3. 裁判所が財産清算手続開始決定を下した場合における労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡は、以下のとおりである。
 - a) 労働・傷病兵・社会省により労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡の計画が承認された場合、派遣企業は、許可書を有するその他の派遣企業に労働者提供契約及び労働者海外派遣契約に定める有効している権利及び義務を譲渡することができる。

他の派遣企業に権利及び義務を譲渡する場合、労働者の預託金及び保証義務の履行のための担保財産は、譲り受けた派遣機関に引渡される。権利及び義務の譲渡が完了した後に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省及び海外受入側に通知しなければならない。
 - b) 派遣企業が他の企業と権利及び義務の譲渡について合意できなかった場合、労働・傷病兵・社会省が本法の定めるところにより、当該派遣企業により海外へ派遣されている労働者の権利及び義務を解決するために、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して当該海外派遣労働者に関する書類、労働者の預託金、保証義務の履行のための担保財産、及び労働者の出国前に徴収した手数料を引渡す。

第27条 派遣企業の権利及び義務

1. 派遣企業は以下の権利を有する。
 - a) 労働者海外派遣事業を実施し、各地方において労働者の選定を実施すること
 - b) 労働者の海外派遣前に、受入側との労働者提供契約、労働者との労働者海外派遣契約、保証人との保証契約の締結
 - c) 預託金、保証人の紹介について労働者と合意すること
 - d) 法令の定めるところにより、労働者又は保証人に対して、労働者の責めに帰すべき事由により発生する損害の賠償を請求すること

- dd) 労働者の意思表示により労働契約が終了した日から、派遣企業が 180 日以内に書留郵便で 3 回に通知したものの、労働者又は労働者による委任を受けた者が契約の終了を実施に来なかった場合、派遣企業は労働者海外派遣契約を一方的に終了させること
 - e) 労働者海外派遣における法令違反に関する決定又は行為に対して不服申立、訴訟をすること
2. 派遣企業は以下の義務を有する。
- a) 本法第 13 条、第 16 条、第 18 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、及び第 26 条に定める義務
 - b) 労働者を直接に選定することができるが、労働者から選定の手数料を徴収してはならないこと。地方において労働者を選定する際に、派遣企業は、当該地方の労働・傷病兵・社会局に通知し、並びに、定期的に 6 か月、1 年毎に当該地方における労働者の選定結果及び海外へ派遣されている労働者の人数を報告しなければならないこと
 - c) 地方の行政機関と協力し、労働者に選定の人数・基準、労働者海外派遣契約の条件に関する情報を公表し、提供すること
 - d) 受入先の労働市場の要求に応じて、労働者の海外派遣前に、労働者に対して必要な知識の教育、並びに、自ら又は職業訓練機関若しくは教育機関と連携して職業の訓練及び外国語教育を実施すること
 - dd) 企業により海外へ派遣されている労働者の管理、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益の保護を実施すること
 - e) 外国受入側と協力し、労働者が死亡し、労働災害に遭遇し、職業病に罹患し、又は労働者の生命・健康・名誉・人格・財産が侵害される場合に発生する問題及び労働者に関する紛争を解決すること
 - f) 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事館に報告し、及び、当該各機関と協力し、海外派遣期間中労働者の適法な権利及び利益を保護すること
 - g) 労働者、保証人に対して、派遣企業の責めに帰すべき事由により発生する損害を賠償すること
 - h) 法令の定めるところにより、労働者との労働者海外派遣契約を終了させること
 - i) 本法の定めるところにより、海外労働助成基金に納入すること
 - j) 労働・傷病兵・社会省に対して 1 年毎、又は随時に労働者の海外派遣状況を報告すること

第2節 労働者を海外へ派遣する落札又は請負の企業

第28条 海外におけるベトナム企業の落札又は請負プロジェクトへの労働者派遣

海外における工事・プロジェクトの実行を落札又は請負した企業は、以下の条件を満たした場合、労働者を海外へ派遣することができる。

1. 労働・傷病兵・社会省により許可されること。
2. 企業が海外へ派遣する労働者は、労働に関する法令の定めるところにより当該企業と締結された労働契約を有すること。
3. 企業の海外における落札又は請負した工事・プロジェクトのみへ労働者を派遣すること。
4. 海外における労働者の配置及び管理の計画を有し、不可抗力の場合における労働者を帰国させるための財務計画を有すること。
5. 企業の下に海外へ派遣されている労働者の権利及び義務は、ベトナムの法令及び受入国の法令に適合することを保障されること。

第29条 労働者海外派遣の報告

1. 労働者海外派遣日より遅くても 20 日前までに、落札又は請負企業は、労働・傷病兵・社会省に対して労働者海外派遣に関する報告書（海外における工事・プロジェクトの落札又は請負の契約の写しを添付すること）、労働者海外派遣契約を締結した労働者一覧を送付しなければならない。
2. 労働者海外派遣に関する報告書は以下の内容を含む。
 - a) 海外へ派遣される労働者の配置及び管理計画。当該計画において、派遣労働者の人数、派遣職種・業種、勤務期間、勤務時間、休憩時間、賃金、生活条件、健康診断・治療制度、社会保険、及び、労働者に関するその他の制度を明確に記載しなければならない。
 - b) 不可抗力の場合における労働者の帰国に関する財務計画
3. 労働者海外派遣に関する報告書を受領した日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会省は、企業に対して書面により回答しなければならない。承認しなかった場合、労働・傷病兵・社会省は、その理由を明確に説明しなければならない。

第30条 落札又は請負企業の権利及び義務

落札又は請負企業は以下の権利及び義務を有する。

1. 海外派遣前に、労働者に対して必要な知識の教育を実施すること。
2. 労働者海外派遣を直接に実施し、海外派遣労働者を管理すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

3. 労働者との労働者海外派遣契約の締結、終了。労働者海外派遣契約の内容は本法第 17 条第 3 項に定める内容と適合しなければならないこと。
4. 労働者の賃金は、ベトナムの法令及び受入国の法令に定める最低賃金より少なくないことを保障すること。
5. ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、労働者の労働条件、生活条件、及び社会保険を保障すること。
6. 労働者が病気に罹患し又は事故に遭遇した場合、労働者が定期的に健康診断・治療を受けられることを保障すること。労働者が海外勤務の継続不能となった場合、企業は労働者を帰国させ、労働者の帰国に関する費用を負担すること。
7. 企業は、海外派遣期間中に労働者が死亡した場合、当該労働者の遺体を母国に搬送し、その費用を負担し、及びベトナムの法令の定めるところによりその他の損害又は手当を支払うこと。
8. 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事館に報告し、当該各機関と協力し、海外派遣期間中、労働者の管理、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益を保護すること。
9. 毎年、随時及び落札又は請負契約の履行を完了した際に、企業は、労働・傷病兵・社会省に対して企業の労働者の海外派遣の状況を報告しなければならないこと。

第3節 海外進出組織又は個人による労働者の海外派遣

第31条 海外進出組織、企業又は個人の海外において設立する生産・経営事業所への労働者派遣に関する条件

海外に進出する組織又は個人は、以下の条件を満たした場合、労働者を海外へ派遣することができる。

1. 労働・傷病兵・社会省により許可されること。
2. 組織又は個人が海外において設立した生産・経営事業所のみへ労働者を派遣すること。
3. 海外派遣労働者の配置及び管理計画、並びに、不可抗力の場合における労働者の帰国に関する財務計画を有すること。
4. 組織又は個人が海外において設立した生産・経営事業所へ派遣される労働者の権利及び義務は、ベトナムの法令及び受入国の法令に適合することを保障されること。

第32条 労働者海外派遣に関する報告

1. 労働者海外派遣日より遅くても 20 日前までに、海外進出組織又は個人は、労働・傷病兵・社会省に対して労働者の海外派遣に関する報告書（投資証明書の写し、外国への投資プロジェクトの内容の要約を添付すること）、労働者海外派遣契約を締結した労働者一覧を送付しなければならない。
2. 労働者の海外派遣に関する報告書は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 労働者の配置及び管理の計画。当該計画において、海外派遣労働者の人数、派遣職種、勤務期間、勤務時間、休憩時間、賃金、生活条件、健康診断・治療制度、社会保険及び労働者に関するその他の制度を明確に記載しなければならないこと。
 - b) 不可抗力の場合における労働者の帰国に関する財務計画。
3. 労働者の海外派遣に関する報告書を受領した日から 30 日以内に、労働・傷病兵・社会省は、海外進出組織・個人に対して書面により回答しなければならない。承認しなかった場合、労働・傷病兵・社会省は、その理由を明確に説明しなければならない。

第33条 労働者海外派遣を実施する海外進出組織又は企業の権利及び義務

海外進出組織又は個人は、以下の権利及び義務を有する。

1. 海外派遣前に労働者に対する必要な知識の教育を実施すること。
2. 直接に労働者の海外派遣を実施し、海外派遣労働者を管理すること。
3. 労働者との労働者海外派遣契約の締結又は終了。労働者海外派遣契約の内容は、本法第 17 条第 3 項の規定に適合しなければならないこと。
4. 労働者の権利を保護し、及び、労働者海外派遣契約に関する問題を解決すること。
5. ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、労働者の労働条件、生活条件、及び社会保険を保障すること。
6. 労働者が病気に罹患し又は事故に遭遇した場合、当該労働者が定期的に健康診断・治療を受けられることを保障すること。労働者が海外勤務の継続不能となった場合、組織又は個人は当該労働者を帰国させ、及び当該労働者の帰国に関する費用を負担すること。
7. 組織又は個人は、海外派遣期間中、労働者が死亡した場合、当該労働者の遺体を母国に搬送し、その費用を負担し、並びに、ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところによりその他の損害及び手当を支払うこと。
8. 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事館に報告し、当該各機関と協力し、海外派遣期間中、労働者を管理し、並びに、当該者の適法な権利及び利益を保護すること。

9. 毎年、随時に労働・傷病兵・社会省に対して企業の労働者海外派遣の状況を報告すること。

第4節 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業

第34条 技能実習形態による労働者海外派遣を実施するための条件

企業は、以下の条件を満たした場合、技能実習形態による労働者海外派遣を実施することができる。

1. 技能実習形態による労働者海外派遣を実施するために、本法第35条第1項及び第2項に定める外国の実習受入先と締結し、並びに、管轄国家機関で登録される契約（以下、「実習労働者受入契約」という。）を有すること。
2. 本法第35条第3項に定める技能実習形態による労働者海外派遣契約（以下、「実習労働者海外派遣契約」という。）が締結され、及び、企業が海外へ派遣する技能実習労働者は労働に関する法令の定めるところにより当該企業と締結された労働契約を有すること。
3. 技能実習形態による海外派遣労働者が就労する職種、業種は、企業の生産・経営に適合すること。
4. 実習労働者受入契約を履行するために、政府の定めるところにより預託金を有すること。

第35条 実習労働者受入契約、実習労働者海外派遣契約及び技能実習契約

1. 実習労働者受入契約とは、企業と外国の実習受入先との間の書面による合意であり、技能実習形態による労働者の派遣及び受入れに関する両当事者の権利及び義務を規定するものである。
2. 実習労働者受入契約は、ベトナムの法令及び受入国の法令に適合しなければならない。実習労働者受入契約は、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 実習期間
 - b) 技能実習の形態による海外派遣労働者の人数、及び実習業種・職
 - c) 実習地
 - d) 実習条件・環境
 - dd) 実習時間、休憩時間
 - e) 労働安全・保護
 - f) 賃金、収入
 - g) 住居・生活条件
 - h) 健康診断・治療制度

- i) 社会保険
 - j) 契約の途中解約の条件及び損害賠償責任
 - k) ベトナムから実習地への往復の旅費の支払い責任
 - l) 海外派遣期間中に、労働者が死亡した場合における当事者の責任
 - m) 紛争解決
 - n) 労働者のベトナムへの送金の支援に関する責任
3. 実習労働者海外派遣契約とは、企業と技能実習形態による海外派遣労働者との間の書面による合意であり、技能実習労働者の海外派遣における両当事者の権利及び義務を規定するものである。
4. 技能実習契約（以下、「実習契約」という）とは、技能実習形態による海外派遣労働者と実習受入先と間の書面による合意であり、実習労働者の海外派遣中における両当事者の権利及び義務について規定するものである。
5. 実習労働者海外派遣契約及び実習契約の内容は、実習労働者受入契約の内容に適合しなければならない。

第36条 実習労働者受入契約の登録

- 1. 実習労働者受入契約は、以下のとおりに登録されなければならない。
 - a) 90日未満の期間の技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業は、企業の本店が所在する地域の労働・傷病兵・社会局において実習労働者受入契約を登録する。
 - b) 90日以上期間の技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業は、労働・傷病兵・社会省において実習労働者受入契約を登録する。
- 2. 全ての書類を受領した日から10日以内に、本条第1項に規定される権限を有する国家機関は、企業に対して書面により回答しなければならない。承認しなかった場合、その理由を明確に説明しなければならない。

第37条 実習労働者受入契約の登録申請書類

実習労働者受入契約の登録申請書類は以下のものを含む。

- 1. 実習労働者受入契約の登録申請書
- 2. 実習労働者受入契約の写しとそのベトナム語版
- 3. 技能実習形態による労働者海外派遣は、実習労働者の受入国の法令に適合することを証明できる書類

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

4. 営業登録証明書の写し及び本法第 34 条第 4 項に定める企業の預託金の納入を証明できる書類

第38条 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業の権利及び義務

1. 企業は以下の権利を有する。
 - a) 実習労働者の受入先と実習労働者受入契約を締結し、技能実習形態による労働者の海外派遣前に、労働者と実習労働者海外派遣契約を締結すること。
 - b) 法令の定めるところにより労働者に対して、労働者の責めに帰すべき事由により発生する損害の賠償を請求すること。
 - c) 労働者の海外派遣における法令違反決定又は行為に対して不服申立、訴訟をすること。
2. 企業は以下の義務を有する。
 - a) 労働者に対して、技能実習形態による海外派遣労働者に対する条件の情報を公開し、提供すること。
 - b) 技能実習形態による海外派遣前に、受入国の要求に応じて、労働者に対して必要な知識の教育、及び自ら又は教育機関と連携し、外国語の教育を実施すること。
 - c) 企業が技能実習形態により海外へ派遣される労働者を管理し、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益を保護すること。
 - d) 受入先と協力し、労働者が死亡し、労働災害に遭遇し、職業病に罹患し、又は労働者の生命・健康・名誉・人格・財産が侵害された場合に発生する問題及び労働者に関する紛争を解決すること。
 - dd) 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事館に報告し、当該各機関と協力し、技能実習形態による海外派遣労働者を管理し、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益を保護すること。
 - e) 法令の定めるところにより、労働者に対して、企業の責めに帰すべき事由により発生する損害を賠償すること。
 - f) 法令の定めるところにより、実習労働者海外派遣契約を終了させること。
 - g) 企業が解散又は破産した場合、法令の定めるところにより技能実習形態による海外派遣労働者の権利を処理すること。
 - h) 法令の定めるところにより、定期的に又は随時に管轄国家機関に報告すること。

第5節 労働者の海外派遣を実施する国家事業組織

第39条 国家事業体が労働者の海外派遣を実施するための条件

国家事業体は、以下の条件を満たした場合、労働者海外派遣を実施することができる。

1. 政府に属する省又は省庁同格機関の事業体であること。
2. 大臣、省庁同格機関の長、又は政府に属する機関の長により労働者海外派遣の任務を与えられること。
3. 国家事業体の主導者は、大学卒業以上の学歴を有し、及び、労働者海外派遣又は国際協力・関係の分野において3年以上の勤務経験を有すること。
4. 国家事業体による労働者海外派遣は非営利活動であること。

第40条 国家事業体が労働者海外派遣を実施できる場合

国家事業体は、以下の場合において、労働者海外派遣を実施することができる。

1. ベトナム社会主義共和国が加盟国となる国際条約の実施の場合。
2. 省、省庁同格機関、又は政府に属する機関が外国側と締結する国際条約の実施の場合。
3. 労働・傷病兵・社会省大臣が決定するその他の場合。

第41条 労働者海外派遣を実施する国家事業体の権利及び義務

1. 国家事業体は以下の権利を有する。
 - a) 労働者の選定、教育、及び海外派遣を実施すること。
 - b) 本法第17条の定めるところにより、外国側と労働者提供契約を締結し、及び労働者と労働者海外派遣契約を締結すること。
 - c) 労働者による保証人の紹介を要求すること。
 - d) 本法第40条第1項、第2項に定める国際条約若しくは国際協定、又は労働・傷病兵・社会省大臣の定めるところにより、労働者海外派遣を実施するための必要な費用を労働者から徴収すること。
 - dd) 法律の定めるところにより、労働者に対して労働者の責めに帰すべき事由により発生する損害の賠償を請求すること。
 - e) 労働者海外派遣における法令違反決定又は行為に対して不服申立、訴訟をすること。
 - f) 労働者が労働契約に違反したが帰国しなかった、又は雇用契約が終了した日から、国家事業体が180日以内に書留郵便により3回に通知したものの、労働者又は労働者による委任を受けた者が契約の終了を実施に來なかつた場合、国家事業体は労働者海外派遣契約書を一方的に終了させること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

2. 国家事業体は以下の義務を有する。
 - a) 労働者海外派遣の実施計画を作成し、管轄国家機関による承認を得るために、当該機関に提出すること。
 - b) 労働者の海外派遣前に、労働・傷病兵・社会省に対して労働者提供契約（ある場合）の内容、労働者海外派遣契約の内容、及び、労働者海外派遣の実施計画を報告すること。
 - c) 労働・傷病兵・社会省及び労働者の海外派遣の任務を与えた省・省庁同格機関又は政府に属する機関に対して、労働者海外派遣の状況を定期的又は随時に報告すること。
 - d) 本法第40条第1項、第2項に定める国際条約又は国際協定の規定に応じて、海外派遣前に、労働者に対して、必要な知識の教育を実施し、並びに、自ら又は職業訓練機関若しくは教育機関と連携し、外国語、専門知識及び技術の教育を実施すること。
 - dd) 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事館に報告し、当該各機関と協力し、海外派遣労働者を管理し、当該労働者の適法な権利及び利益を保護し、並びに、労働者に対して発生する諸問題を解決すること。また、各労働市場の要求に応じて、海外派遣労働者の管理において外国側と協力する専門職員を配置すること。
 - e) 法令の定めるところにより、労働者との労働者海外派遣契約を終了させること。

第3章 海外派遣労働者

第1節 派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人との契約による海外派遣労働者

第42条 派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人との契約により労働者が海外へ派遣されるための条件

労働者は以下の条件を満たした場合、海外へ派遣されることができる。

1. 十分な民事行為能力を有すること。
2. 海外派遣は自己の意思決定によるものであること。
3. 法令を遵守する意識が高く、人格が良好な者であること。
4. ベトナムの法令及び受入国の要求に従い、健康が良好である。
5. 労働者受入市場の要求に応じる外国語、専門知識、技術、技能及びその他の条件を満たしたこと。
6. 必要な知識習得終了証明書を有すること。
7. ベトナムの法令の定めるところにより、出国禁止の対象者ではないこと。

第43条 海外派遣の書類

1. 海外派遣を希望する労働者は、派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人に海外派遣申請書類を提出しなければならない。
2. 労働者による海外派遣申請書類は以下のものを含む。
 - a) 海外派遣申請書
 - b) 居住地の村・区・町級人民委員会又は労働者の管理機関・組織による承認のある労働者の法律の遵守、人格について評価する履歴書
 - c) 権限を有する医療機関により発行される健康診断書
 - d) 資格、外国語資格、専門、技能及び必要な知識習得終了証明書
 - dd) 労働者の受入先により要求されるその他の書類

第44条 海外派遣労働者の権利

海外派遣労働者は以下の権利を有する。

1. 派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人に対して、海外派遣労働者に関するベトナムの法令及び政策、労働者受入国の関連のある法令、政策、及び慣習、並びに、海外派遣における各側の権利及び義務に関する情報の提供を要求すること。
2. 本法第40条第1項、第2項に定める国際条約又は国際協定及び各種の契約に定める賃金、手当、その他の収入、健康診断・治療制度、社会保険及びその他の権利を享受すること。
3. 外国派遣中、派遣企業又は事業体、海外進出組織又は個人、及び海外におけるベトナムの外交代表機関又は領事館によりベトナムの法令、労働者の受入国の法令、及び国際法・慣習に定める権利及び利益を保護されること。また、労働契約及び実習契約に定める権利及び利益を享受できるように、当該機関から助言又は支援を受けること。
4. ベトナムの法令及び労働者の受入国の法令の定めるところにより、ベトナムへの賃金、手当及び収入を送金し、並びに、その他の財産を搬送すること。
5. 法令の定めるところにより、海外労働助成基金による権利を享受すること。
6. 労働者海外派遣における法令違反決定又は行為に対して不服申立、訴訟をすること。

第45条 海外派遣労働者の義務

海外派遣労働者は以下の義務を有する。

1. ベトナムの伝統文化を維持、発展し、労働者の受入国の習慣を尊重し、受入国の労働者又はその他の国の労働者と団結すること。
2. 積極的に職業の訓練、外国語の学習、関連のある法令の検索をすること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

3. 海外派遣前に、必要な知識の教育を受けること。
4. ベトナムの法令及び労働者の受入国の法令を遵守すること。
5. 定められた勤務地で勤務し、勤務地の就業規則を遵守し、及び、労働者の受入国の規定に従い労働契約又は実習契約の終了後に帰国すること。
6. ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、締結された契約に違反したことにより生じる損害に対して責任を負うこと。
7. ベトナムの法令の定めるところにより社会保険に加入し、受入国の法令の定めるところにより当該受入国の各種の保険に加入すること。
8. ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、所得税を納入すること。
9. 本法の定めるところにより、海外労働助成基金に納入すること。

第46条 派遣機関との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務

本法第 44 条、第 45 条に定める権利及び義務以外に、派遣機関との労働者海外派遣契約に海外派遣労働者は、以下の権利及び義務を有する。

1. 派遣機関と労働者海外派遣契約を締結すること。
2. 労働契約に定める条件を満たすために、職業の訓練及び外国語の教育を受けること。
3. 法令の定めるところにより、海外派遣のため、金融機関から融資を受けること。
4. 派遣企業が労働者海外派遣契約に違反した場合、損害賠償を受けること。
5. 労働者の受入国の法令の定めるところにより、労働契約の期間延長、労働契約の更新をすること。
6. 派遣機関に手数料の支払い及び仲介料（ある場合）を返還すること。
7. 労働者海外派遣契約の履行を保障するために、派遣機関と預託金又は保証人について合意すること。
8. 労働契約が終了した日から遅くとも 180 日以内に、派遣機関と締結された労働者海外派遣契約を終了させること。

第47条 落札若しくは請負企業、又は海外進出組織若しくは個人との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務

本法第 44 条、第 45 条に定める権利及び義務以外に、落札若しくは請負企業、又は海外進出組織若しくは個人との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者は、以下の権利及び義務を有する。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

1. 落札若しくは請負企業又は海外進出組織若しくは個人と労働者海外派遣契約を締結すること。
2. 労働者海外派遣契約に定める条件を満たすために、職業の訓練及び外国語の教育を受けること。
3. 落札若しくは請負企業、又は海外進出組織若しくは個人が労働者海外派遣契約に違反した場合、損害賠償を受けること。
4. 落札若しくは請負企業、又は海外進出組織若しくは個人との締結された労働者海外派遣契約を終了させること。

第48条 技能実習形態による海外派遣労働者の権利及び義務

本法第 44 条、第 45 条に定める権利及び義務以外に、技能実習形態による海外派遣労働者は以下の権利及び義務を有する。

1. 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業と実習労働者海外派遣契約を締結すること。
2. 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業は、実習労働者海外派遣契約に違反した場合、損害賠償を受けること。
3. 技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業と実習労働者海外派遣契約を終了させること。

第49条 事業体との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者の権利及び義務

本法第 44 条、第 45 条に定める権利及び義務以外に、事業体との労働者海外派遣契約に夜海外派遣労働者は、以下の権利及び義務を有する。

1. 事業体と労働者海外派遣契約を締結すること。
2. 事業体の要求に基づき、保証人を紹介すること。
3. 事業体が労働者海外派遣契約に違反した場合、損害の賠償を受けること。
4. 本法第 41 条第 1 項第 d 号の定めるところにより、金銭を納付すること。
5. 労働契約の終了日から遅くとも 180 日以内に、事業体との労働者海外派遣を終了させること。
6. 本法第 46 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項に定める権利及び義務を有すること。

第2節 個人契約による海外派遣労働者

第50条 個人契約による海外派遣労働者に対する条件

労働者は以下の条件を満たした場合、個人契約により海外へ派遣されることができる。

1. 本法第42条第1項、第2項、第3項、第4項、及び第7項に定める条件を満たすこと。
2. 本法第51条に定める個人契約を有すること。
3. 労働者の居住地の労働・傷病兵・社会局による個人契約が登録されたことを確認する書類を有すること。

第51条 個人契約

1. 個人契約は、ベトナムの法令及び労働者が勤務に派遣される国の法令の規定に適合しなければならない。
2. 個人契約は以下の内容を含む。
 - a) 勤務する職種、業種
 - b) 契約の期間
 - c) 勤務地
 - d) 勤務時間、休憩時間
 - dd) 賃金、時間外勤務の割増賃金
 - e) 健康診断・治療制度
 - f) 社会保険
 - g) 海外勤務中に労働者が死亡した場合における使用者の責任
 - h) 紛争解決

第52条 個人契約の登録申請書類及び手続

1. 労働者が居住する地域の労働・傷病兵・社会局における個人契約の登録申請書類は以下のものを含む。
 - a) 登録申請書（個人契約書の写し、そのベトナム語翻訳版）
 - b) 身分証明書又はパスポートの写し
 - c) 労働者の居住地の村・区・町級の人民委員会又は労働者を管理する機関・組織による承認のある労働者の法律遵守、人格について評価する履歴書
2. 全ての書類を受領した日から5営業日以内に、労働・傷病兵・社会局が労働者の個人に対して個人契約の登録を承認する。承認を拒否する場合、当該局は、書面により回答し、その理由を説明しなければならない。

個人契約登録の確認書は、労働者が出国する際に提示されなければならない。

第53条 個人契約による海外派遣労働者の権利及び義務

1. 個人契約による海外派遣労働者は以下の権利を有する。
 - a) 労働・傷病兵・社会局によりベトナムの労働者の海外派遣に関する法令、政策の情報を提供されること。
 - b) 海外におけるベトナムの外交代表機関又は領事館によりベトナムの法令、労働者の受入国の法令、及び、国際法又は国際慣習により保証される権利及び利益を保護されること。また、個人契約に定める権利及び利益を享受できるように、当該機関による助言及び支援を受けること。
 - c) 法令の定めるところにより、海外労働助成基金により権利を享受すること。
 - d) ベトナムの法令及び労働者の受入国の法令の定めるところにより、ベトナムへ賃金、手当て及び収入を送金し、並びに、その他の財産を搬送すること。
 - dd) 受入国の法令の定めるところにより、労働契約の期間延長又は更新をすること。
2. 個人契約による海外派遣労働者は以下の義務を有する。
 - a) 本法第 52 条第 1 項の定めるところにより、個人契約を登録すること。
 - b) 関連のある法令の規定を検索すること。
 - c) ベトナムの法令及び受入国の法令を遵守すること。
 - d) 個人契約を履行し、勤務地の規則を遵守すること。
 - dd) 受入国の法令の定めるところにより、締結された契約に違反した場合における損害賠償の責任を負うこと。
 - e) ベトナムの法令の定めるところにより社会保険に加入し、及び、受入国の法令の定めるところにより受入国の各種保険に加入すること。
 - f) ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、所得税を納付すること。
 - g) 本法の定めるところにより、海外労働助成基金に納入すること。
 - h) 受入国に所在するベトナム外交代表機関又は領事館において住民登録を実施すること。

第3節 海外派遣労働者の保証

第54条 保証人に対する条件

保証人は以下の条件を満たさなければならない。

1. 十分な民事行為能力を有すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

2. 保証契約に定める条件を満たした経済力を有すること。

第55条 保証範囲

1. 保証は以下の場合において行われる。
 - a) 派遣機関との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者は、本法第 23 条に定める規定される預託金を納入しない、又は、預託金を全額に納入することができない場合。
 - b) 事業体は、事業体との労働者海外派遣契約による海外派遣労働者に対して保証人を要求する場合。
2. 保証人は、派遣企業又は事業体と、派遣企業又は事業体に対する派遣労働者の義務の保証範囲について合意する。
3. 海外派遣労働者が労働者海外派遣契約に違反し、派遣企業又は事業体に損害を与えたものの、損害賠償の義務を履行しなかった、又は、十分に履行しなかった場合、保証人は、労働者が事業体又は派遣企業に与えた損害を賠償するために、自己の所有する財産を提供しなければならない。損害を賠償した後に、保証人の財産が残存している場合、当該財産を保証人に返還されなければならない。

第56条 保証義務の履行期間

保証義務の履行期間は、保証人と派遣企業又は事業体との合意によるものである。当該事項を合意できなかった場合、保証人は、派遣企業又は事業体から保証義務履行に関する通知を受領した時から、派遣企業又は事業体により指定された適切な期間内に保証義務を履行しなければならない。

第57条 保証契約

1. 保証契約は書面により作成されなければならない。
2. 保証契約は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 保証範囲
 - b) 保証契約の当事者の権利及び義務
 - c) 保証義務の履行期間
 - d) 保証人の財産の処理
3. 労働・傷病兵・社会省は、司法省と協力し、保証契約の内容及び保証契約の終了について詳細に規定する。

第58条 保証義務の履行のための担保措置

1. 保証義務の履行のために、派遣企業又は事業体は、保証人と財産質・抵当・手付けについて合意することができる。
2. 質、抵当、手付けに関する合意は、保証契約に記載され、又は別除の文書により作成される。
3. 保証義務の履行のための質、抵当又は手付けの成立及び実行は、法令の定めるところにより実施されなければならない。

第4節 帰国後の労働者に対する政策

第59条 就職の支援

1. 労働・傷病兵・社会局は、帰国後の労働者に対して国内における採用需要を通知し、帰国後の労働者が適切な就職に就けるように案内し、紹介する。
2. 国家は、各企業が帰国後の労働者の採用又は海外派遣を奨励する。

第60条 就職機会の拡大の促進

1. 国家は、帰国後の労働者が生産・経営に投資し、自ら及びその他の人の就職機会を創出することを促進する。
2. 困難に直面する労働者は、法令の定めるところにより、就職に機会を拡大するために融資を受けることができる。

第4章 職業訓練、外国語教育、必要な知識の教育

第61条 職業訓練、外国語教育、必要な知識の教育の目的

労働者に対する職業訓練、外国語教育、必要な知識の教育の目的は、労働市場の要求に応じる技能、外国語の能力、並びに、法的及びその他の必要な知識を有する海外派遣労働者を輩出することである。

第62条 職業訓練、外国語習得、及び必要な知識の習得における労働者の責任

1. 海外派遣を希望する労働者は、積極的に職業の訓練、外国語の学習を行い、関連のある法令の規定を調べ、及び、派遣企業若しくは事業体又は海外進出組織若しくは個人により実施される必要な知識の教育を受けなければならない。
2. 国家は、社会政策の優遇対象者に対して、職業訓練、外国語の習得、及び必要な知識の習得のために支援する政策を採る。

第63条 海外派遣労働者に対する職業訓練及び外国語の教育

労働者海外派遣を実施する派遣企業若しくは事業体、又は外国進出組織若しくは個人は、自ら又は職業訓練機関若しくは教育機関と連携し、海外派遣労働者に対する職業訓練及び外国語教育を実施する。

第64条 職業訓練機関に対する政策

国家は、海外派遣労働者向けの職業訓練機関に対して投資する政策を採る。また、労働市場の要求に応じる高い専門水準及び技術、外国語能力を有する労働者を輩出できるように、設備、プログラム、教材及び教師を十分に備える職業訓練学校の設立政策を採る。

第65条 必要な知識の教育

1. 海外派遣前に、労働者海外派遣を実施する派遣企業若しくは事業体、又は海外進出組織若しくは個人は、労働者に対して必要な知識の教育及び試験を実施し、並びに、必要な知識習得終了証明書を発行する。
2. 必要な知識の教育は以下の内容を含む。
 - a) ベトナムの伝統及び文化
 - b) ベトナム及び受入国の労働法令、刑法令、民法令、行政法令に関する基本的な内容。
 - c) 派遣企業若しくは事業体、又は海外投資組織若しくは個人と海外派遣労働者との契約の内容
 - d) 労働の規則及び労働安全・衛生
 - dd) 受入国の習慣及び文化
 - e) 勤務及び生活におけるマナー
 - f) 交通手段の使用、日常生活に必要な設備・道具の購入
 - g) 海外派遣期間中に注意又は予防すべき事項
3. 労働・傷病兵・社会省は必要な知識の教育のプログラム及び教育期間を規定する。

第5章 海外労働助成基金

第66条 海外労働助成基金

海外労働助成基金は、海外の労働市場の発展・拡大、労働者の能力の向上、並びに、企業及び労働者に対する問題解決を支援すること目的とする。

第67条 海外労働助成基金の財源

1. 企業による納入

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

2. 労働者による納入
3. 国家予算による援助
4. その他の適法的な徴収

第68条 海外労働助成基金の設立及び管理

1. 海外労働助成基金は、労働・傷病兵・社会省に属する基金で、非営利であり、免税され、独立に計算され、法人資格を有し、及び国倉における口座を開設できるものである。
2. 首相は、海外労働助成基金の設立を決定し、並びに、当該基金の管理・使用、当該基金への企業・労働者による納入、国家予算による納入の金額、及び各対象に対する給付される上限額について規定する。

第6章 国家による海外派遣労働者の管理

第69条 海外派遣労働者の管理の内容

1. 海外派遣労働者に関する戦略、計画及び政策を立案し、実施する。
2. 海外派遣労働者に関する法律の立案、制定、施行、宣伝及び教育を実施する。
3. 海外派遣労働者に対する必要な知識教育の内容及び教材について規定する。
4. 海外派遣労働者の管理の案内及び指導を行い、海外派遣労働者の管理機関を設け、労働者の海外派遣に活動する幹部の教育及び研修を実施し、並びに、番号による海外派遣労働者の管理の実施について研究する。
5. 労働者海外派遣における国際協力を実施し、及び労働者海外派遣に関する国際条約又は国際協定の締結を実施する。
6. 海外労働市場の発展促進を実施し、海外派遣労働者が就労してはならない地域及び職種について規定し、並びに、派遣企業又は事業体及び労働者に対して海外労働市場に関する情報を提供する。
7. 許可書の発行又は撤回を実施し、労働者海外派遣事業を停止し、本法のさだめるところにより各種の契約の履行を案内し、及び各種契約の登録を管理する。
8. 労働者海外派遣における法令違反行為の調査及び処分を実施し、並びに、労働者海外派遣における紛争及び不服申立を解決する。

第70条 海外派遣労働者に関する国家の管理責任

1. 政府は、海外派遣労働者の管理の体制を統一する。
2. 労働・傷病兵・社会省は、政府に対して海外派遣労働者の管理について責任を負う。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

3. 省又は省庁同格機関は、任務又は権限の範囲内に、労働・傷病兵・社会省と協力し、政府の担当分担に従い海外派遣労働者の管理を実施する責任を負う。
4. 各級人民委員会は、政府の担当分担に従う、海外派遣労働者の管理を実施する責任を負う。

第71条 海外における外交代表機関及び領事館の責任

1. 海外派遣労働者の適法な権利及び利益を保護し、並びに、本法の定めるところにより海外派遣労働者の法令違反行為に対する処分を実施する。
2. 所在国の市場、労働者の受入方法・政策を検討する。
3. ベトナムの法令及び受入国の法令の定めるところにより、労働者提供契約の締結のために、企業に対して情報を提供し、市場へのアクセスを案内する。
4. 労働者海外派遣における各種契約の条件、履行可能性及び外国側の法的地位の審査に関して、ベトナムの管轄機関を支援する。
5. 労働者の管理、及び当該者に関する諸問題の解決において、海外におけるベトナム企業又は事業体の代表者の活動を案内し、審査する。
6. ベトナムの法令に重大な違反となる可能性がある場合において、ベトナム管轄機関が解決するよう報告し、提案する。
7. ベトナムの派遣企業又は事業体、海外進出組織又は個人、及び現地の機関又は組織と協力し、法令違反行為を行った労働者を帰国させる。

第72条 労働者海外派遣事業の審査

1. 労働・傷病兵・社会監査員は労働者海外派遣について監査する。
2. 労働者海外派遣における監査員の組織、任務及び権限については監査法の定めるところによる。

第7章 紛争解決及び違反処分

第73条 紛争解決

1. 労働者と派遣企業又は事業体との間の紛争は、当該当事者の契約及びベトナムの法令に基づき解決される。
2. 労働者と海外使用者との間の紛争は、当該当事者間の合意及び受入国の法令、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約、並びに、ベトナムの省、省庁同格機関又は政府に属する機関が外国と締結した国際協定に基づき解決される。
3. 労働者海外派遣を実施する派遣企業若しくは事業体と海外使用者又は海外仲介者との間の紛争は、当該当事者間の合意、ベトナム法令、受入国の法令、ベトナム社会主義共和国が

加盟した国際条約、及び、ベトナムの省、省庁同格機関、又は政府に属する機関が外国と締結した国際協定に基づき解決される。

第74条 違反処分

本法に違反する行為を行なった者は、違反行為の性質及び程度により懲戒、行政処分、刑事罰の処分のいずれかを適用される。当該法令違反行為により損害を与えた場合、当該違反行為を行った者は、法令の定めるところにより損害賠償をしなければならない。

第75条 行政違反処分

1. 労働者海外派遣を実施する派遣企業又は事業体、労働者海外派遣に関わる組織又は個人、及び海外派遣労働者は、本法の定めるところにより、行政違反行為を行なった場合、違反行為の性質及び程度により行政違反処分を適用される。
2. 各行政違反行為に対して、労働者海外派遣を実施する派遣企業又は事業体、労働者海外派遣に関わる組織又は個人は、以下のいずれかの処罰を受けなければならない。
 - a) 警告
 - b) 罰金
3. 上記の主要な処罰以外に、本条第 2 項に定める対象者は以下の追加処罰を受ける可能性がある。
 - a) 許可書の撤回
 - b) 行政処分に用いた証拠物、及び道具の没収
4. 上記の主要処罰及び追加処罰以外、本条第 2 項に定める対象者は、以下の一つ又は複数の結果克服措置を適用される。
 - a) 本法第 14 条の定めるところにより、労働者海外派遣事業の一時的停止
 - b) 労働者提供契約の履行の停止、又は一時的停止。
 - c) 受入国又はベトナムの管轄機関の要求に従い、労働者を帰国させる。
 - d) 違反行為により発生する損害の賠償、費用の支払いをする。
 - dd) 政府が定めるその他の措置
5. 各行政違反行為に対して、海外派遣労働者は、以下のいずれかの処罰を受けなければならない。
 - a) 警告
 - b) 罰金

6. 本条第 5 項に定める主要の処罰は、違反行為の性質及び程度により、労働者は追加処罰である退去強制を適用される可能性がある。
7. 政府は、労働者海外派遣における行政違反行為、処分方法、及び各違反行為に対する結果克服装置、並びに、違反労働者の定住地を確定できなかった場合における外国での行政違反処分の手続について詳細に規定する。

第76条 行政違反処分の権限

1. 中央直轄市又は省級人民委員会委員長、労働・傷病兵・社会省の監査長、労働・傷病兵・社会局の監査長、独立監査を実施する監査員、及び海外労働管理局長は、労働者の海外派遣における法令違反行為を行なった組織又は個人に対して、行政違反処分を行う権限を有する。
2. 海外におけるベトナムの外交代表機関及び領事館の長は、本法第 75 条第 5 項、第 6 項に定める違反行為を行なった労働者に対して行政違反処分を行う権限を有する。

第8章 施行条項

第77条 本法が施行される前に労働者海外派遣事業の許可書を発行された企業に対する適用条項

本法が施行される前に、労働者海外派遣事業の許可書を発行された企業は、本法が施行されてから 180 日以内に当該許可書を引き続き使用することができる。

企業が労働者海外派遣事業を継続に実施する希望を有する場合、本法の定めるところにより、企業の組織を再構築し、条件を追加に備え、労働・傷病兵・社会省に許可書の変更申請書類を送付しなければならない。

第78条 本法の施行日前に発行された許可書の変更申請手続及び書類

1. 許可書の変更申請書類は以下のものを含む。
 - a) 企業による許可書変更申請書
 - b) 発行された労働者海外派遣事業の許可書
 - c) 本法第 8 条第 2 項に定める法定資本の条件及び本法第 9 条に定める各条件を満たすことを証明できる書類
2. 許可書の変更手続は以下のとおりに規定される。
 - a) 本条第 1 項に定める全ての書類を受領した日から 15 日以内に、労働・傷病兵・社会大臣は、当該企業の許可書の変更を検討する。許可書の変更を拒否した場合、労働・傷病兵・社会

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-kaw.com

省は、企業に対して書面により回答しなければならず、その理由を明確に示さなければならない。

- b) 全ての書類を受領した日から許可書が変更された日までに、企業は労働者海外派遣を引き続き実施することができる。
- 3. 企業は、以下の場合において、労働者海外派遣を中止しなければならない。
 - a) 本法が施行される日から 180 日を経過しても、企業が本条第 1 項の定めるところにより全ての許可書の変更申請種類を提出しない場合。
 - b) 労働・傷病兵・社会省による許可書の変更の拒否に関する通知を受けた日から。
- 4. 本条第 3 項の定めるところにより、企業の労働者海外派遣事業を停止しなければならなかった場合、企業が本法第 11 条第 5 項、第 24 条第 1 項の規定を実行しなければならない。
- 5. 本条の定めるところにより許可書の変更を実施する企業は、手数料を納入する必要はない。

第79条 施行効力

本法は 2007 年 7 月 1 日より施行される。

本法に違反した以前の規定は廃止される。

第80条 施行案内

政府は本法の施行を詳細に案内する。

本法は 2006 年 11 月 29 日にベトナム社会主義共和国第 11 期国会、第 10 回会議で可決された。

国会主席

グエン・フー・チョン